

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

取引先企業ならびに自動車協会等の団体と連携し、繁忙期および閑散期における相互協力を行うことで、共存共栄を目指します。また、相互に技術協力を行うことで先進安全機能を搭載した自動車の修理・整備、EV車の修理・整備に対応できる体制を構築します。

b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

自社で排ガスを抑える働きを持つ設備やリサイクルによる温室効果ガス抑制機構をもつ設備など、低炭素化へ向けた設備投資を積極的に行うと同時に、当該設備を活用して取引先の整備工程における低炭素化に向けて技術協力などの支援を行います

c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

工場内で従事するスタッフが鉛やシンナーなどの有害物質を体内に取り込むリスクを軽減するため、油性塗料の仕様を中止して水性塗料の使用を義務化。今後も空調設備の完備や十分な間隔を取った整備エリアの確保など労働環境の改善に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先に対して満足度調査を定期的実施し、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果を踏まえた取引改善に繋がります。

手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2024年 7月1日

有限会社マルイ鋳金

代表取締役・揖斐 美幸

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。